# 環境保全対策書 (凡例)

野洲市(以下「甲」という。)と〇〇〇〇 株式会社 野洲工場(以下「乙」という。)とは、平成年 月 日に締結した環境保全協定書(以下「協定書」という。)に基づき、協定実施に関して、次の事項を定め、双方誠実に履行するものとする。

## (環境の保全)

第1条 乙は、事業所の建設、操業にあたり大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染、騒音、振動、悪臭などによる環境影響を防止するため適切な措置を講じ、環境保全に最善の努力を払うものとする。

#### (環境保全計画)

第2条 乙は、事業所の操業にあたり、公害防止、廃棄物の削減、省エネルギー及び省資源等の環境保全並びに環境への負荷の低減を図るための環境保全計画又はそれに準ずるものを策定するものとする。

#### (大気汚染防止対策)

- 第3条 乙は、乙の事業所の各施設から発生する大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第2 条に定めるばい煙(以下「ばい煙」という。)の排出については、次によるものとする。
- 2 ばい煙の測定については、大気汚染防止法及び滋賀県公害防止条例(昭和47年滋賀県条例 第57号)の規定に基づき測定し、その結果をすみやかに甲に報告する。
- (1) ばい塵 年2回以上
- (2) NOx、SOx 年2回以上 なお、結果報告の時期は、毎年原則\*\*月及び\*\*月とする。
- 3 前項以外の物質の排出については、大気汚染防止法及び滋賀県公害防止条例の規定によ る。

## (水質汚濁防止対策)

第4条 乙は、乙の事業所から公共用水域に排出されるすべての排水について次に定める項目ご との水質基準を遵守するものとする。

項目	基準
水素イオン濃度(pH)	6.0~8.5
生物化学的酸素要求量(BOD)	···mg/l
化学的酸素要求量(COD)	···mg/l
浮遊物質量(SS)	••••mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物油)	••••mg/l
総窒素(T-N)	••••mg/l
総りん(T-P)	···mg/l
物質A	••••mg/l

物質B	···mg/l
物質C	···mg/l

<注>上記項目の水質基準値は最大値とする。

- 2 乙が実施する水質の測定については、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、滋賀県公害防止条例及び滋賀県富栄養化の防止に関する条例(昭和54年滋賀県条例第37号)の規定により測定を行い、その結果を月1回以上、すみやかに甲に報告する。
- 3 第1項に定める項目以外の基準値については、滋賀県公害防止条例に定める排出基準を遵 守する。

## (地下水汚染及び土壌汚染防止対策)

- 第5条 乙は、使用する物質により地下水及び土壌を、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)及び土壌の汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号)に規定された基準を超えて汚染しないものとする。
- 2 乙は、油類による土壌及び地下水の汚染を防止するための措置を講じ管理の徹底を図るものとする。
- 3 乙は、有機塩素化合物又は有害物質を使用する場合は、貯蔵施設及び配管は地上式として 目視可能な構造とするとともに、回収装置並びに漏洩防止設備を設けること。
- 4 乙は、地下水の水質調査のため観測井戸を設けて、次の項目について、1回以上の水質調査 を実施し、その結果をすみやかに甲に報告する。

なお、結果報告の時期は、毎年原則 \*\*月までとする。

- (1) 物質D
- (2) 物質E
- (3) 物質F
- 5 乙の責任による地下水の汚染又は土壌の汚染が判明した場合は、乙は甲に報告するとともに、 浄化対策を実施するものとする。

#### (騒音・振動防止対策)

第6条 乙は、乙の事業所の騒音又は振動を発生する機械類については、騒音又は振動の低減 に努めるとともに、騒音及び振動防止のための事業所内における配置を考慮し、かつ消音、遮 音のための対策を整備し、地域住民に被害を及ぼさないよう努めるものとし、基準値は、次の表 のとおりとする。

#### (騒 音)

	朝	昼間	夕	夜間
時間の区分	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時 まで
騒音(dB)	··以下	··以下	••以下	··以下

上記の騒音レベルの評価は、事業所から発生する騒音以外の騒音(以下「暗騒音」という。)を補正したものであること。

# (振動)

時間の区分	昼間	夜間
时间0万亿万	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日午前8時まで
振動 (dB)	・・以下	・・以下

- 2 騒音および振動レベルを、1年に1回以上 測定して、その結果をすみやかに甲に報告する。 なお、結果報告の時期は、毎年原則\*\*月までとする。
- 3 前項の騒音の測定結果において、暗騒音の値が協定値を上回る場合は、乙は甲の確認を受けること。甲は確認の結果を乙に通知するとともに、乙が騒音の基準値に不適合ではない場合はその旨を文書で通知すること。

#### (悪臭防止対策)

- 第7条 乙は、機械設備等を悪臭の漏えいしない構造にするとともに、製造工程から発する悪臭を防止するために適切な処理設備を設置し、事業所敷地境界線における臭気指数が 12 以下となるよう適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、次の各号の悪臭調査を1年に1回以上測定し、その結果をすみやかに甲に報告する。
  - (1) 事業所敷地境界線における臭気指数
  - (2) 脱臭装置排出口における臭気指数

なお、結果報告の時期は、毎年原則\*\*月までとする。

# (緑化推進対策)

第8条 乙は、工場立地法(昭和34年法律第24号)の準則に基づき、緑地を確保して、事業所内の環境保全及び美化に努めるものとする。

# (廃棄物対策)

- 第9条 操業に伴って生ずる廃棄物等の処理に当たっては可能な限りリサイクル等減量化に努めるものとする。
- 2 乙は、発生した排気部の漏えいによる土壌の汚染及び敷地外への流出の防止のために、これら廃棄物の保管等の管理の強化に努めるものとする。

## (化学物質管理対策)

第10条 乙は、化学物質による環境保全上の支障が生じることを未然に防止するため、保 管、使用方法等の自主管理の強化に努めるものとする。

この対策書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

# 平成 年 月 日

甲 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1 野 洲 市 野洲市長 山仲 義彰